

岩手県告示第802号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 名称 盛岡市鬼ヶ瀬山休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の国道106号と林道宇曾沢線との交点を起点とし、起点から国道106号を東に進み主要地方道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み林道一盃森線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道一盃森重石線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道大ヶ生徳田線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道赤坂1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大沢馬場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道都南牧場1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み林道鬼ヶ瀬線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み林道宇曾沢線との交点に至り、同点から同林道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

2（1） 名称 盛岡市玉山区川又休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の国道4号と北上川左岸との交点を起点とし、起点から国道4号を北東に進み盛岡市玉山区旗井沢特定猟具使用禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み一般県道渋民川又線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進みさらに南西に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進みさらに北に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から盛岡市玉山区旗井沢特定猟具使用禁止区域を除いた区域

（3） 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

3（1） 名称 盛岡市玉山区大尺山休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の国道455号と岩洞発電所取水塔から国道455号に至る道路との交点を起点とし、起点から国道455号を西に進み市道大の平線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北東に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み岩洞発電所取水塔管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を東に進み岩洞発電所取水塔から国道455号に至る道路との交点に至り、同点から同道路を東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

4（1） 名称 八幡平市天狗森休猟区

（2） 区域 八幡平市地内の国道282号と一般県道田山花輪線との交点を起点とし、起点から国道282号を南西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み一般県道田山花輪線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

5（1） 名称 八幡平市渋川休猟区

（2） 区域 八幡平市地内の八幡平市と盛岡市と岩手郡岩手町の境界との交点を起点とし、起点から八幡平市と盛岡市の境界を南東に進みさらに北西に進み市道山子沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道両沼線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道落合源座線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道幅渡線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道白屋線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み八幡平市と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

6（1） 名称 雫石町高倉山休猟区

（2） 区域 岩手郡雫石町地内の一般県道西山生保内線と国有林盛岡森林管理署752林班と国有林盛岡森林管理署756林班の境界との交点を起点とし、起点から一般県道西山生保内線を南東に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み町道西根線との交点に至り、同点から同町道を南に進み齊内川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上

流に進み雫石スキー場内道路との交点に至り、同点から同道路を南西に進み町道高倉中央線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道上西根横欠線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道清水端中村線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道湯ノ沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み林道湯ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国有林盛岡森林管理署743林班と国有林盛岡森林管理署742林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林盛岡森林管理署746林班と国有林盛岡森林管理署742林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林盛岡森林管理署754及び755林班と国有林盛岡森林管理署740及び718林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林盛岡森林管理署755、753及び752林班と国有林盛岡森林管理署758及び756林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

7(1) 名称 雫石町橋場休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の国道46号と町道安栖沢1号線との交点を起点とし、起点から国道46号を北西に進み一般県道国見温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進みさらに北西に進み大平山林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み安栖沢との交点に至り、同点から同沢を南東に進み町道安栖沢1号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

8(1) 名称 雫石町九十九沢休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の一般県道紫波雫石線と町道矢櫃4号線との交点を起点とし、起点から一般県道紫波雫石線を南東に進み岩手郡雫石町と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林盛岡森林管理署622林班と国有林盛岡森林管理署623林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み戸沢林道との交点に至り、同点から同林道を北に進み町道下戸沢片平線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに北に進み町道矢櫃4号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

9(1) 名称 岩手町豊岡休猟区

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の主要地方道岩手平館線と町道長田線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平館線を西に進み町道半在家線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道沼田大森東線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道沼宮内黒内線との交点に至り、同点から同町道を東に進み山辺内から大森山開拓への山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進みさらに北西に進み町道北光線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道黒石北光線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道川原木御岳線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに東に進み作業道豊岡下大作線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み林道上大作線との交点に至り、同点から同林道を北に進みさらに南東に進み町道小山沢前ヶ沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道笈ノ口小山沢線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに西に進み町道川原木御岳線との交点に至り、同点から同町道を南に進み農道笈ノ口天神橋線との交点に至り、同点から同農道を南に進み町道五日市川原木線との交点に至り、同点から同町道を南に進み農道天神細沢長嶺線との交点に至り、同点から同農道を西に進み町道細沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道長田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

10(1) 名称 紫波町東根休猟区

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の町道西部開拓線と紫波郡紫波町と紫波郡矢巾町の境界との交点を起点とし、起点から町道西部開拓線を南に進み町道上松本境1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み七日休に至る山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み紫波郡紫波町と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み紫波郡紫波町と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

11(1) 名称 宮古市宮古休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道45号と市道磯鶏金浜線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み宮古市と下閉伊郡山田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み一般県道宮古山田線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道花輪千徳線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道宮古港線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み宮古市小山田境に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み市道磯鶏金浜線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進みさらに南東に進み市道磯鶏金浜線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

12(1) 名称 宮古市千徳休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道106号と主要地方道宮古岩泉線との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進み宮古市花原市、千徳、田代と宮古市暮目の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み農道芋野線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み農道芋野線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み市道芦原平芋野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道中里芦原平線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道宮古岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道山口田代線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み主要地方道宮古岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み市道山口第2地区24号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道蜂ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道近内線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道長根岩船線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道板屋岩船線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道板屋室井沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道板屋近内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道宮古岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

13(1) 名称 宮古市新田休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道45号と市道大堀内線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み一般県道有芸田老線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み林道末前鋤の沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林383林班と国有林三陸北部森林管理署585林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林三陸北部森林管理署585林班内の作業道との交点に至り、同点から同作業道を東に進み農道飛畑線との交点に至り、同点から同農道を南東に進みさらに東に進み市道大堀内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

14(1) 名称 宮古市戸塚休猟区

(2) 区域 宮古市地内の国道340号と市道岩穴線との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み宮古市田代と宮古市和井内の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み作業道戸塚線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み林道戸塚線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道戸塚線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道岩穴線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

15(1) 名称 川井村小国休猟区

(2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道340号と村道江繫口線との交点を起点とし、起点から国道340号を北東に進み川井村小国銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み村道建岩線との交点に至り、同点から同村道を南に進み村道尻石線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み摺石林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み下閉伊郡川井村と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進み下閉伊郡川井村と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み村道大仁田新田線との交点に

至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み村道江繫永田線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道江繫口線との交点に至り、同点から同村道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から川井村小国銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

16(1) 名称 田野畑村北東部休猟区

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の国道45号と村道田野畑平井賀線との交点を起点とし、起点から国道45号を西に進みさらに北東に進み下閉伊郡田野畑村と下閉伊郡普代村の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進みさらに北東に進み主要地方道岩泉平井賀普代線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進みさらに西に進み明戸海岸との交点に至り、同点から同海岸線を平井賀漁港まで南に進み村道羅賀平井賀線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道田野畑平井賀線との交点に至り、同点から同村道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から田野畑村北山鳥獣保護区及び田野畑村長嶺特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

17(1) 名称 久慈市戸鎖休猟区

(2) 区域 久慈市地内の主要地方道久慈岩泉線と久慈市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道久慈岩泉線を北西に進み主要地方道野田山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道小倉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道小倉3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み久慈市と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進みさらに南に進み久慈市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

18(1) 名称 久慈市芋谷休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道281号と主要地方道戸呂町軽米線との交点を起点とし、起点から国道281号を南西に進み主要地方道一戸山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進みさらに南西に進みさらに北西に進み一般県道大野山形線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み主要地方道戸呂町軽米線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

19(1) 名称 野田村横合休猟区

(2) 区域 九戸郡野田村地内の国道45号と村道三日市場沢山線との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み村道米田海岸線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道米田線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道和田平線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道小松線との交点に至り、同点から同村道を南西に進みさらに北西に進み村道城内二又線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道大葛日形井線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み村道種綿線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道大葛横合線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進みさらに西に進み主要地方道野田山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進みさらに北西に進み村道小峠線との交点に至り、同点から同村道を北に進み九戸郡野田村と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南に進みさらに北東に進み送電線東北電力久慈南線125号との交点に至り、同点から同送電線を南に進み民有林75林班と民有林76林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み村道秋田線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み主要地方道野田山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み村道中平上明内線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道明内泉沢線との交点に至り、同点から同村道を南に進み村道中平種綿線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道城内二又線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道泉沢大須賀線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道米田中平線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道三日市場沢山線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

20(1) 名称 普代村卯子酉休猟区

(2) 区域 下閉伊郡普代村地内の国道45号と下閉伊郡普代村と九戸郡野田村の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進みさらに南東に進み村道小谷地鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道茂市鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道茂市北ノ股線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道大草履沢線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み下閉伊郡普代村と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

21(1) 名称 洋野町麦沢休猟区

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道45号と町道伝吉浜平線との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み主要地方道軽米種市線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み町道城内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道城内田毛線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道城内寺下線との交点に至り、同点から同町道を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を東に進み町道角ノ浜伝吉線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道伝吉浜平線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

22(1) 名称 二戸市福田休猟区

(2) 区域 二戸市地内の主要地方道二戸五日市線と二戸市福田と二戸市浄法寺町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道二戸五日市線を南西に進み市道向田川又線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北に進み市道川又小学校線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道足沢大平線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道足沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南に進み市道似鳥福田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み安比川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み二戸市と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南西に進みさらに北西に進み二戸市福田と二戸市浄法寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

23(1) 名称 二戸市浄法寺町谷地屋敷休猟区

(2) 区域 二戸市地内の八戸自動車道と市道樋口大又線との交点を起点とし、起点から八戸自動車道を北東に進み市道春日筥平線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに南西に進み林道谷地屋敷線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北に進み市道樋口大又線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

24(1) 名称 軽米町長倉休猟区

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道395号と町道戸草内尻高柳線との交点を起点とし、起点から国道395号を西に進みさらに北西に進み町道向川原軽米バイパス線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに北西に進みさらに南西に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み町道向川原駒木線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道駒木長倉線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに東に進み町道長倉口水吉線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道大鳥向山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道大鳥線との交点に至り、同点から同町道を北に進み作業道高久保線との交点に至り、同点から同作業道を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道戸草内尻高柳線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

25(1) 名称 九戸村伊保内休猟区

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と主要地方道一戸山形線との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み村道

伊保内三沢線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道伊保内町裏線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道伊保内荒田線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道長興寺雪屋細屋線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道荒田銚子線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み林道三沢線との交点に至り、同点から同林道を東に進み九戸郡九戸村と久慈市の境界に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を東に進み九戸郡九戸村と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み村道戸田石沢線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道山根館ノ下線との交点に至り、同点から同村道を北に進みさらに北西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北に進み村道鹿島小沢線との交点に至り、同点から同村道を北に進み民有林56林班と民有林53林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み村道夏間木線との交点に至り、同点から同村道を北に進み主要地方道一戸山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

26(1) 名称 一戸町茂谷休猟区

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道4号と二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点を起点とし、起点から国道4号を南東に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み一般県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道平田沢関屋線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに東に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み町道女鹿線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道山井焼切線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み町道小滝小友線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道中里小学校線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道八前線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに北東に進みさらに南西に進み二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで